

平成23年度税制改正大綱 ～消費税～

平成23年税制改正大綱が、政府の閣議決定をへて平成22年12月16日に公表されました。その改正内容のうち、消費税の改正の概要についてお知らせいたします。

(1) 免税事業者の要件の見直し

- 「期中中間時点(上半期6ヶ月)」において課税売上高が「1,000万円」を超えている場合には、翌期から課税事業者となります。
- また、課税売上高に代えて支給給与の額が「期中中間時点(上半期6ヶ月)」において1,000万円を超えるか否かによる判定もできます。

消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しが行われます。

- ① 個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととします。

(イ) 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高

(ロ) 法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く)開始の日から6月間の課税売上高

(ハ) 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、その前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高(その前々事業年度が5月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高)

- ② ①の適用に当たっては、事業者は①の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとします。
- ③ ①に該当することとなった場合にはその旨の届出書を提出することとする等の所要の措置が講じられます。

この改正は、上記のその年又は、その事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用します。

(2) 仕入税額控除制度における「95%ルール」の見直し

- 仕入税額控除制度における「95%ルール」制度対象者が中小企業者に限定されます。

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとします。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用します。